

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨により 被災されたお客様への電気料金等の特別措置について

令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨により被災されたお客様に、心からお見舞い申し上げます。
弊社は、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域において、電気料金等の特別措置を講じることいたしました。

対象地域において被災されたお客様からのお申し出に応じ、特別措置を適用させていただきます。お客様の状況に応じてご相談させていただきますので、下記の連絡先までご連絡ください。

なお、お客様から特別措置適用のお申し出をいただく場合、原則として罹災証明書等を提出していただきます。

1 適用対象

災害救助法が適用された地域で、弊社と電気のご契約をいただいているお客様です。

災害救助法の対象となる市町村については、内閣府のウェブサイトにてご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2 特別措置の内容

ア 電気料金の支払期日の 1 か月間延長

2025 年 7 月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限り）、8 月、9 月および 10 月分の電気料金について、支払期日をそれぞれ 1 か月間延長いたします。

イ 不使用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を、被災日が属する月分の翌月分から 6 か月間に限り免除いたします。

ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客様が、被災前と同じ契約内容で 2026 年 2 月末日までに電気の使用を申し込まれた場合、工事費負担金は申し受けません。また、被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の変更を 2026 年 2 月末日までに申し込まれた場合も、諸工料は申し受けません。

エ 臨時工事費の免除

被災されたお客様が、臨時電灯または臨時電力の使用を 2026 年 2 月末日までに申し込まれた場合、臨時工事費は申し受けません。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備については、2026 年 2 月末日までの間、復旧するまでその使用不能設備分の基本料金を申し受けません。